

議案第26号

飛騨市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について

飛騨市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり
制定する。

令和2年3月10日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

条ずれ箇所の修正に伴う改正

飛驒市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

飛驒市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成16年飛驒市条例第145号）の一部を次のように改正する。

第11条第3号中「第7条第4項」を「第7条第6項」に改め、同条第4号中「第7条第5項」を「第7条第7項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

飛騨市廃棄物の処理及び清掃に関する条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
<p>第1条～第10条 略 (許可申請手数料)</p> <p>第11条 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 廃掃法第7条第4項の規定による一般廃棄物処分業の許可 2,000円</p> <p>(4) 廃掃法第7条第5項の規定による一般廃棄物処分業の許可 の更新 2,000円</p> <p>(5)・(6)略</p> <p>以下 略</p>	<p>第1条～第10条 略 (許可申請手数料)</p> <p>第11条 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 廃掃法第7条第6項の規定による一般廃棄物処分業の許可 2,000円</p> <p>(4) 廃掃法第7条第7項の規定による一般廃棄物処分業の許可 の更新 2,000円</p> <p>(5)・(6)略</p> <p>以下 略</p>

飛騨市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を 改正する条例（案）要旨

1 改正の趣旨

条ずれ箇所の修正に伴う改正

2 改正の内容

引用する廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の改正より生じた条ずれ箇所を修正するもの。（第11条関係）

3 施行日 公布の日